

交	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			

運 免 第 1 1 0 1 号

令 和 7 年 3 月 1 9 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの交付等の中止について
これまで、運転経歴証明書が交付済であることを表示するシール（以下「シール」という。）の交付等については、「運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの交付等について」（令和4年4月21日付け運免第72号。以下「旧通達」という。）に基づき行ってきたところであるが、令和7年3月24日から運転経歴情報記録個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）の運用が開始されることに伴い、シールの交付を中止することとしたので、事務処理上誤りのないように対応されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 シールの交付の中止

令和7年3月24日以降、シールの交付（再交付を含む。）を中止することとする。

なお、これまでに交付されたシールをカードケースに貼付したマイナンバーカードについては、シールの交付を受けた者が運転経歴証明書を返納している場合等を除き、引き続き有効なものとして取り扱うこととする。

2 交付状況の報告

これまでシールの交付を行ってきた自動車運転免許試験場（以下「試験場」という。）においては、令和7年3月中のシールの交付状況と残枚数について、別記様式1「運転経歴証明書交付済シール交付管理簿」及び別記様式2「運転経歴証明書交付済シール交付実績報告」により、令和7年4月4日（金）までにメールで運転免許課免許係宛に報告すること。

3 残余シールの取扱い

現在、各試験場で管理している残余シールについては、前記2の報告と残余シールの枚数に相違ないことを確認した後に、速やかに運転免許課免許係宛に送付すること。

回収した残余シールについては、不正利用の防止のため裁断等の方法によって、
運転免許課免許係において確実に廃棄するものとする。

担当：運転免許課免許係

運転経歴証明書交付済シール交付管理簿

交付試験場()

一連番号	氏 名	シール	経歴証明書	申 請 状 況	備 考 欄
	生 年 月 日	申込年月日	交付年月日	申請者(代理人の場合は氏名及び申請者との関係)	経歴証明書の番号(免許証番号)
		交付年月日	照会番号	申請内容(再交付の場合は、交付されていたシールの一連番号)	住所(詳細までは不要)、受理場所
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	
		/ /	/ /	本人・代理人	
	年 月 日	/ /		新規・再交付	

別記様式 2

「運転経歴証明書交付済シール」 交付実績報告

試験場
担当：

令和 年度（ 月分）

前回報告時残数		枚
総 交 付 枚 数		枚
	新規交付	枚
	再 交 付	枚
誤 記 数		枚
残 数		枚

※ 運転経歴証明書交付済シール交付管理簿の写しを添付すること。